

項及び第五項の規定による老齡厚生年金の額の改定は行わない。

8 特定警察職員等である厚生年金保険法附則第八条の規定による老齡厚生年金（同法附則第九条の二第二項から第三項までの規定によりその額が計算されているものに限る。）の受給権者（第一項の表の上欄に掲げる者（平成十九年一元化法附則第三十二条第一項又は第五十五条第一項若しくは第二項に規定する者を除く。）に限る。）が、同表の下欄に掲げる年齢に達した月以後において、同法附則第九条の二第一項に規定する障害状態に該当しなくなった場合においては、同条第四項の規定は、適用しない。

附則第二十一条第一項中「又は前条第一項」を「第二十条第一項から第五項まで又は前条第一項」に、「又は同法第四十六条第一項に規定する政令で定める日（附則第二十三条第一項、」を「（同法第四十六条第一項に規定する厚生労働省令で定める日を除く。附則第二十六条第一項、第三項、第八項、第十一項及び第十三項において「被保険者である日」という。）又は国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員（前月以前の月に属する日から引き続き当該国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者に限る。）である日（附則第二十三条第一項並びに」に改め、「並びに第二十六条第一項、第三項、第八項、

第十一項及び第十三項」を削り、「被保険者である日」を「被保険者等である日」に、「標準報酬月額とその月以前の一年間の標準賞与額の総額を十二で除して得た額とを合算して得た額（以下「総報酬月額相当額」という。）」を「総報酬月額相当額（同法第四十六条第一項に規定する総報酬月額相当額をいう。以下同じ。）」に改め、「第十九条第三項若しくは第五項」の下に「第二十条第三項若しくは第五項」を加え、同条第二項中「支給するもの」の下に「であつて、同法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間又は同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間に基づくもの」を、「第十九条第三項若しくは第五項」の下に「第二十条第三項若しくは第五項」を加える。

附則第二十二条中「男子であつて附則第十九条第一項の表の上欄に掲げる者」を「附則第十九条第一項に規定する者」に、「同表」を「同項の表」に、「又は女子であつて附則第二十条第一項の表の上欄に掲げる者」を「附則第二十条第一項に規定する者」に、「は、当該老齢厚生年金」を「又は附則第二十条の二第一項に規定する者（前月以前の月に属する日において同項の表の下欄に掲げる年齢に達した者に限る。）であるときは、当該老齢厚生年金」に改め、「第十九条第三項若しくは第五項」の下に「第二十条第三項若しくは第五項」を加える。

附則第二十三条第一項中「改正後の厚生年金保険法附則第八条」を「厚生年金保険法附則第八条」に、「被保険者である日」を「被保険者等である日」に改め、同条第二項中「規定する老齢厚生年金」の下に「(第一号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。)」を加える。

附則第二十四条第三項各号列記以外の部分中「受給権者」の下に「(平成十九年一元化法附則第三十二条第一項又は第五十五条第一項若しくは第二項に規定する者を除く。)」を加え、「被保険者である日」を「被保険者等である日」に改め、同項第一号中「女子」の下に「(第一号厚生年金被保険者であり、又はあつた者に限る。)」を加え、同項第二号中「又は第二十条第一項」を「第二十条第一項から第五項まで又は第二十条の二第一項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 その額が附則第十八条及び厚生年金保険法附則第九条の規定により計算されているものであり、かつ、その受給権者が特定警察職員等であつて昭和十六年四月二日から昭和二十二年四月一日までの間に生まれた者であること。

附則第二十四条第四項中「被保険者である日」を「被保険者等である日」に、「若しくは第二十条第三項」を「第二十条第三項若しくは第五項若しくは第二十条の二第三項」に改める。

附則第二十五条第二項中「又は第二十条第一項から第五項まで」を、「第二十条第一項から第五項まで又は第二十条の二第一項から第五項まで」に改める。

附則第二十六条第一項中「又は第二十条第一項から第五項まで」を、「第二十条第一項から第五項まで又は第二十条の二第一項から第五項まで」に、「又は第二十条第三項若しくは第五項」を、「第二十条第三項若しくは第五項又は第二十条の二第三項若しくは第五項」に改める。

附則第二十七条第一項中「次の各号のいずれかに該当する者」を「厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金（同法第四十三条第一項及び附則第九条の規定によりその額が計算されているものに限る。）の受給権者（附則第十九条第一項に規定する者であつて同項の表の下欄に掲げる年齢に達していないものであるもの、附則第二十条第一項に規定する者であつて同項の表の下欄に掲げる年齢に達していないものであるもの又は附則第二十条の二第一項に規定する者であつて同項の表の下欄に掲げる年齢に達していないものであるものに限る。）」に改め、同項各号を削り、同条第八項中「第一項第一号に規定する」を「第一項に規定する」に改め、同条第九項中「第十一項」を「第十二項」に、「男子」を「附則第十九条第一項に規定する者」に、「附則第十九条第一項」を「同条第一項」に改め、「次項」の下に「及

び第十一項」を加え、同条第十項中「女子」を「附則第二十条第一項に規定する者」に、「附則第二十条第一項」を「同条第一項」に改め、同条第十六項を同条第十九項とし、同条第十五項中「第十九条第三項若しくは第五項」の下に「第二十条第三項若しくは第五項」を加え、「附則第二十七条第十三項又は第十四項」を「附則第二十七条第十五項から第十七項まで」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十四項中「女子」を「附則第二十条第一項に規定する者」に、「同条第一項」を「同法第四十四条第一項」に、「第十二項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十六項とし、同項の次に次の一項を加える。

17 厚生年金保険法第四十四条の規定は、繰上げ調整額が加算された老齢厚生年金（その受給権者が附則第二十条の二第一項に規定する者であるものに限る。）の額について準用する。この場合において、同法第四十四条第一項中「その権利を取得した当時（その権利を取得した当時」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）附則第二十条の二第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時（その年齢に達した当時」と、「第四十三条第三項」とあるのは「第四十三条第三項若しくは同法附則第二十七条第六項、第十一项若しくは第十四項」と、「第四十三条の規定」とあるのは「第四十三条第一項及び附則第九条並びに同法附則第二十七条第六項、第十一项及び第十四項の規定」

と、「同条」とあるのは「これらの規定」と、「加算した額とする」とあるのは「加算するものとし、その年齢に達した月の翌月又は第四十三条第三項若しくは同法附則第二十七条第六項、第十一項若しくは第十四項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至つた月から、年金の額を改定する」と、同条第三項中「その権利を取得した当時」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律附則第二十条の二第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時」と読み替えるものとする。

附則第二十七条第十三項中「男子」を「附則第十九条第一項に規定する者」に、「同条第一項」を「同法第四十四条第一項」に、「第十一項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十二項中「女子」を「附則第二十条第一項に規定する者」に、「附則第二十条第一項」を「同条第一項」に改め、同項を同条第十三項とし、同項の次に次の一項を加える。

14 第十二項の規定は、繰上げ調整額（その計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間の月数が四百八十に満たないものに限る。）が加算された老齢厚生年金の受給権者（附則第二十条の二第一項に規定する者に限る。）が同条第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した月の翌月以後において、その額（繰上げ調整額を除く。）を厚生年金保険法第四十三条第三項の規定により改定する場合について準用する。

この場合において、第十二項中「第九項」とあるのは、「第十一項」と読み替えるものとする。

附則第二十七条第十一項中「男子」を「附則第十九条第一項に規定する者」に、「附則第十九条第一項」を「同条第一項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項の次に次の一項を加える。

11 第九項の規定は、繰上げ調整額（その計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間の月数が四百八十に満たないものに限る。）が加算された老齢厚生年金の受給権者（附則第二十条の二第一項に規定する者に限る。）が同条第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した月において、当該老齢厚生年金（繰上げ調整額を除く。）の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間の月数が繰上げ調整額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間の月数を超える場合について準用する。

附則第三十条第一項中「若しくは第二十条第二項及び第三項」を「第二十条第二項及び第三項若しくは第二十条の二第二項及び第三項」に改め、同条第二項中「男子」を「附則第十九条第一項に規定する者」に、「第十一項」を「第十二項」に改め、同条第三項中「女子」を「附則第二十条第一項に規定する者」に、「第十二項」を「第十三項」に改め、同条に次の一項を加える。

4 附則第二十条の二第四項及び第五項の規定によりその額が計算されている厚生年金保険法附則第八条

の規定による老齡厚生年金又は附則第二十七条第六項に規定する繰上げ調整額が加算された老齡厚生年金（その受給権者が附則第二十条の二第一項に規定する者であるものに限る。）であつてその年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十以上であるものの受給権者であつた者が六十五歳に達したときに支給する老齡厚生年金については、同法第四十四条第一項中「その権利を取得した当時（その権利を取得した当時、当該老齡厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であつたときは、第四十三条第三項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至つた当時」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）附則第二十条の二第一項の表の下欄に掲げる年齢に達したときから引き続き（その年齢に達した当時、附則第八条の規定による老齡厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であつたときは、第四十三条第三項又は同法附則第二十七条第六項、第十一項若しくは第十四項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至つたときから引き続き」と、同条第三項中「その権利を取得した当時」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律附則第二十条の二第一項の表の下欄に掲げる年齢に達したときから引き続き」とする。

(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第九十条 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

附則第三十三条第六項中「第二十一条第二項」を「第二十一条第六項」に改める。

第九十一条 厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項中「厚生年金保険の被保険者であつた期間」を「厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間(以下「第一号厚生年金被保険者期間」という。)」に改め、同条第二項及び第三項中「厚生年金保険の被保険者であつた期間」を「第一号厚生年金被保険者期間」に改める。

附則第七条第一項第一号中「国家公務員共済組合法」を「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第 号。以下「平成十九年一元化法」という。)」附則第三十五条又は第三十六条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十九年一元化法第三条の規定による改正前の国家公務員共済組合法(以下「平成十九年一元化法改正前国共済法」とい

う。」に改める。

附則第十一条第一項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第十二条第一項中「改正後国共済法第三条第一項に規定する国家公務員共済組合の組合員」を「厚生年金保険の被保険者」に改める。

附則第十三条中「において昭和六十年国民年金等改正法」を「において平成十九年一元化法附則第八十条の規定による改正前の昭和六十年国民年金等改正法（以下この条において「平成十九年改正前昭和六十年国民年金等改正法」という。）」に、「及び昭和六十年国民年金等改正法」を「及び平成十九年改正前昭和六十年国民年金等改正法」に改める。

附則第十四条中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改め、「とみなし、同法附則第十九条第二項及び第四項の規定の適用については、年金たる保険給付に要する費用」を削る。

附則第十五条の見出しを「（平成十九年一元化法改正前国共済法による給付）」に改め、同条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成十九年一元化法改正前国共済法」に改め、同条第二項中「国家公務員共済組合法」を「平成十九年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険

の実施者」に改める。

附則第十六条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成十九年一元化法改正前国共済法」に、「第九項」を「第五項、第十項、第十一項」に、「第十一項から第十三項まで」を「第十三項から第十五項まで」に、「同法」を「平成十九年一元化法改正前国共済法」に改め、同条第二項中「第五項、第六項、第九項、第十二項及び第十三項」を「第六項から第八項まで、第十項、第十一項、第十四項及び第十五項」に改め、同条第三項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改め、同条第十三項を同条第十五項とし、同条第十二項中「第七十七条、第七十八条」を「第七十七条第一項、第七十八条第一項」に、「第九十条第一項及び第四項」を「第九十条第一項及び第五項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十一項を同条第十三項とし、同条第十項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項を同条第十一項とし、同条第八項中「同法第五条第一項第一号、第三号及び第四号に掲げる法律」を「厚生年金保険法」に、「技術的読替え」を「読替えその他必要な事項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「までの規定」の下に「のうち政令で定め

るもの」を加え、同項を同条第八項とし、同条第五項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 第二項に規定する年金たる給付のうち遺族年金については、平成十九年一元化法附則第三十条第二項の規定を適用する。

附則第十六条第四項の次に次の一項を加える。

5 第一項に規定する年金たる給付のうち遺族共済年金については、平成十九年一元化法附則第三十条第一項の規定を適用する。

附則第十七条第一項及び第二項、第十九条並びに第二十条中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第三十条第二項中「厚生年金保険の被保険者であつた期間」を「第一号厚生年金被保険者期間」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第三十一条の見出しを「(平成十九年一元化法改正前国共済法による長期給付)」に改め、同条中「国家公務員共済組合法」を「平成十九年一元化法改正前国共済法」に改め、同条第一号中「厚生年金保険の被保険者であつた期間」を「第一号厚生年金被保険者期間」に改める。

附則第三十二条第二項第一号及び第二号中「国家公務員共済組合法」を「平成十九年一元化法改正前国共済法」に改め、同条第三項中「第四十一条、第四十六条第二項」を「第四十六条第二項及び第百十六条の規定並びに平成十九年一元化法改正前国共済法第四十一条」に、「第百十四条及び第百十六条の規定」を「及び第百十四条の規定」に、「同法第五条第一項」を「国家公務員共済組合法第五条第一項」に、「改正後国共済法」を「平成十九年一元化法改正前国共済法」に改め、同条第五項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第三十二条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成十九年一元化法改正前国共済法」に改め、同条第四項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に、「国家公務員共済組合法」を「平成十九年一元化法改正前国共済法」に、「国民年金法第五条第一項に規定する被用者年金各法による」を「当該政令で定める規定により支給の停止が行われる」に改め、同条第五項中「改正後国共済法」及び「国家公務員共済組合法」を「平成十九年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改め、同条第六項及び第七項中「国家公務員共済組合法」を「平成十九年一元化法改正前国共済法」に改め、同条第十一項及び第十四項中「国家公務員共済組合法」及び「同法」

を「平成十九年一元化法改正前国共済法」に改め、同条第十五項中「国家公務員共済組合法」を「平成十九年一元化法改正前国共済法」に改める。

附則第三十三条の二中「国家公務員共済組合法」を「平成十九年一元化法改正前国共済法」に改める。

附則第四十二条第二項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第五十四条の二中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第五十五条第二項中「政府」を「政府等」に、「厚生労働大臣」を「実施機関」に改める。

附則第五十六条第二項及び第五十七条第二項中「第八十六条から第八十九条まで」を「第八十六条、第八十七条、第八十八条、第八十九条」に改める。

附則第五十八条中「又は第九十一条」を「又は第九十一条第一項」に改める。

附則第六十一条中「第三条の規定による改正後」を「平成十九年一元化法附則第五十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十九年一元化法第四条の規定による改正前」に、「及び第七項」を「及び第九項」に改める。

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)

第九十二条 国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二十一条第二項中「並びに第二十条第二項」を、「第二十条第二項及び第四項並びに第二十条の二第二項」に改め、同条中第十四項を第十七項とし、第八項から第十三項までを三項ずつ繰り下げ、第七項の次に次の三項を加える。

8 昭和六十年九月以前の期間に属する旧国家公務員共済組合員期間（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号。以下「平成十九年一元化法」という。）附則第五条第十一号に規定する旧国家公務員共済組合員期間をいう。）を有する者に対する第五項の規定の適用については、同項中「得た額」とあるのは、「得た額（その月が昭和六十年九月以前の期間に属する旧国家公務員共済組合員期間（国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第三十二条第一項の規定により当該旧国家公務員共済組合員期間に合算された期間を除く。）の計算の基礎となった月である場合は、その月の標準報酬月額に一・二二を乗じて得た額）」とする。